

## (第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7年12月19日
契 約 業 者 名	セントラルコンサルタント(株) 東京事業本部
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区晴海二丁目5番24号
業 務 の 名 称	R7東京国道管内橋梁補修設計業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要  (変更した内容について記述する)	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する橋梁及び歩道橋の維持管理性の向上を目的として、補修設計を行う業務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 橋梁補修設計</li> <li>2. 橋梁補修修正設計</li> <li>3. 横断歩道橋補修修正設計</li> <li>4. 打合せ等</li> <li>5. 塗膜分析調査</li> </ul>
履 行 期 間 (自)	令和 7年 7月 2日
履 行 期 間 (至)	令和 7年12月26日
変 更 前 の 契 約 金 額	49,907,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 9,966,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	59,873,000円(税込み)
変 更 理 由	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 橋梁補修設計 最新の点検結果を照査した結果、金町高架橋（上り）・（下り）において、点検結果に合わせて設計項目を追加する。</li> <li>2. 橋梁補修修正設計 補修設計照査の結果、過年度の補修設計が最新の点検結果による劣化箇所に一部対応できていない箇所が明らかとなり、修繕計画に基づく補修工事を行うことから2橋（羽田空港Gランプ橋、羽田空港Bランプ橋）について、橋梁補修修正設計を追加する。</li> <li>3. 横断歩道橋補修修正設計 補修設計照査の結果、過年度の補修設計が最新の点検結果による劣化箇所に一部対応できていない箇所が明らかとなり、修繕計画に基づく補修工事を行うことから4橋（氷川神社前歩道橋、板橋本町歩道橋、烏山一丁目歩道橋、用賀第一歩道橋）について、横断歩道橋補修修正設計を追加する。</li> <li>4. 打合せ等 関係機関に確認したところ、現行の段階で協議を行う必要がなくなったため、関係機関打合せ協議を3機関から1機関に減工する。</li> <li>5. 塗膜分析調査 四ツ木橋の橋梁補修設計を行うにあたり、塗装に有害物質が含まれている可能性が確認されたため、塗膜分析調査を追加する</li> </ul>